

# 入塾約款

## (契約の成立)

第1条 学習塾A-コンテナ入塾申込者（以下申込者という）は、申込書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、学習塾A-コンテナ（以下学習塾という）に対して入塾の申し込みを行い、学習塾はこれを承諾します。

## (役務の提供および対価の支払)

第2条 学習塾は、申込者に対し、学習塾の定める学習指導カリキュラムの中から申込者が選択した表記申込書記載の内容の役務を提供します。

2、申込者は、授業料、テキスト代を学習塾の指定する期日までに支払うこととします。

## (学習指導の形態)

第3条 申込書の指導形態については、以下の通りとします。

- 1、一斉指導とは、所定の教室で所定の指導時間に一人の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。
- 2、個別指導とは、所定の指導時間内に講師が生徒の必要に応じて個人的に学習指導を行うものとします。

学習塾は原則として一斉指導を行い、必要に応じて個別指導を加えるものとします。

## (学習指導の開始日)

第4条 本契約において、学習指導の開始日とは、学習塾と相談して決定するものとします。

## (学習指導の実施場所)

第5条 学習塾は、東近江市小脇町1394-5において学習指導を行います。ただし、やむを得ない事情がある場合には両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

## (学習指導期間と契約期間)

第6条 学習指導の契約期間は、1か月間とします。申込者或いは学習塾から所定の申し出がない限り、1か月単位の自動継続とします。

## (入塾申し込み後のクーリングオフ等)

第7条 申込者は、申込書提出の日を含め8日以内は書面によって申し込みを撤回し、または契約を解除することができます。

## (入塾申し込み後の撤回または解除の方法)

第8条 前条による申し込みの撤回または契約の解除は、申込者が申し込みを撤回する旨または契約を解除する旨を記載した書面を、学習塾宛に発信した時より成立します。

## (撤回または解除後の前払い金の返還方法)

第9条 前条による申し込みの撤回または契約の解除については、手数料は不要とし、申込者は損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された教材等の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払い義務はありません。既に代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、引き渡された教材等の返還を条件にその全額の返還を受けることができます。

## (中途解約)

第10条 学習塾は第7条本文に定める期間の経過後、申込者から契約の解除の申し出があった場合には、これに对应し、学習指導開始前であれば授業料を全額返還し、解約手数料等は請求しないものとします。

第11条 学習指導開始後の申し出の場合、該当月のサービスは既に受領したものとして、契約解除は翌月となります。この際授業料の返還はありません。

第12条 数か月分の授業料を前払いし、なおかつ学習指導開始後の場合は、翌月以降の授業料を返還します。

第13条 授業料返還は教室で直接手渡しするものとします。

第14条 購入したテキスト類の返還を求めることはありませんが、解答書を渡すことはできません。

## (損害賠償)

第15条 学習塾の施設または業務の遂行に起因して生徒等の第三者の生命、身体を害し、または財産を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、学習塾は相応の補償を行います。

ただし、学習塾の管理下でない間に発生した事故、学習塾の生徒の能力または技術が向上しないことに起因する損害、学習塾内において生じた盗難および紛失については、一切損害賠償の責めは負いません。

また、学習塾の管理下における生徒の行為に起因する偶然な事故については、法律上の損害賠償に基づき生徒及びその法定監督義務者が解決にあたるものとします。

## (紛争の解決)

第16条 本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

2、本約款に定めのない事項については、民法及び訪問販売法その他の法令によるものとします。

